

牛久市の「国民健康保険」または「後期高齢者医療制度」に加入されている方とご同伴の方 「かんぽの宿」が割引でご利用になれます

問 医療年金課 ☎ 内線1721～1727

このたび、牛久市と日本郵政株式会社は、宿泊施設利用協定を締結しました。このことにより、平成30年4月1日から、牛久市の「国民健康保険」または「後期高齢者医療制度」に加入されている方とご同伴の方が、「かんぽの宿」（全国50施設）を割引でご利用になれます（※お一人さま1泊につき、プラン料金から500円引きとなります）。

かんぽの宿を割引で利用できる方

牛久市の「国民健康保険」または「後期高齢者医療制度」の被保険者、およびその同伴者（被保険者1人につき3人まで）。

ご利用方法

- ◆ご利用を希望する施設に、電話またはフロントにて直接ご予約ください。
※牛久市では予約等を受け付けていません。
- ◆利用予定日6カ月前の月の初日午前8時30分から予約を受け付けることができます（インターネットでのご予約は割引の対象外となることがあります）。
- ◆「牛久市の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者であり、割引の適用を受けること」「利用人数と利用期間」をはっきりとお伝えください。
- ◆利用当日、「国民健康保険」または「後期高齢者医療制度」の被保険者証を必ずご持参いただき、チェックインの際フロントで提示してください。



- ※子ども料金については、各施設へお問い合わせください（中学生以上は一般料金でのご利用となります）。
- ※予約の変更・取消しなどは、速やかに施設まで直接ご連絡ください。
- ※プランや利用日によっては、割引の対象外となる場合もあります。また、料金や割引除外日、休館日等は予告なく変更となる場合がありますので、詳細は各施設へ直接お問い合わせいただくか、かんぽの宿公式ホームページにてご確認ください。

かんぽの宿公式ホームページ
<https://www.kanponoyado.japanpost.jp/>

◆平成30年度牛久市国民健康保険税率（年額）

	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
医療分	5.70%	22%	14,000円	17,000円
後期高齢者支援金分	1.50%	10%	5,000円	5,000円
介護納付金分 [※]	0.87%	—	12,000円	—

※医療分および後期高齢者支援金分は、全ての被保険者が課税対象となります。
※介護納付金分は、40歳～64歳の被保険者が課税対象となります。
※賦課限度額（平成29年度：医療分＝54万円・後期分＝19万円・介護分＝16万円）
つきましては、法令等の改正により変更となる場合があります。

◆平成30年度および31年度の茨城県後期高齢者医療制度保険料率（年額）

所得割額	平等割額
8.00%	39,500円

※後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率の見直しが行われます。
※賦課限度額（平成29年度：57万円）つきましては、法令等の改正により変更となる場合があります。

平成30年度の牛久市国民健康保険税率ならびに茨城県後期高齢者医療制度保険料率につきましては、据え置きとしましたのでお知らせします。

平成30年度
牛久市国民健康保険税率・
茨城県後期高齢者医療制度保険料率
据え置きのお知らせ

問 医療年金課 ☎ 内線1721～1727